

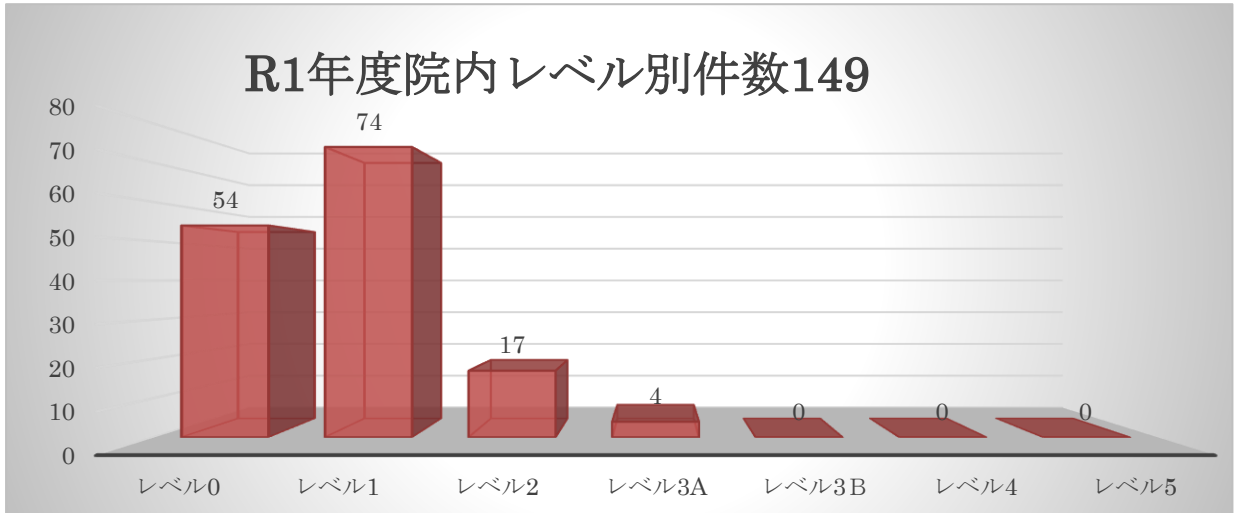
令和1年度 南魚沼市立ゆきぐに大和病院医療事故等の公表について

ゆきぐに大和病院では、医療の透明性を高め、市民・患者さんの知る権利に応えるなど、社会的責任を果たすことを目的として、平成23年10月に「医療安全公表基準」を策定いたしました。この公表基準に基づき、令和1年度の医療事故等を公表いたします。

令和2年6月1日

南魚沼市立ゆきぐに大和病院
病院事業管理者 宮永 和夫

令和1年度 医療事故等発生件数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）



医療事故の件数と代表的事例

患者影響度	件数	代表的事例と対応策
3 a	4	<p>○前立腺肥大症のため、膀胱留置カテーテル挿入中 79歳男性</p> <p>膀胱留置カテーテルの詰まりによる尿漏れあり留置カテーテル交換を医師の指示にて看護師が交換していた。尿漏れ続き医師よりワンサイズ太いカテーテルに交換してもらっていた。12/7尿漏れが続いたため留置カテーテル交換を行うため抜去した、カテーテルの先端に砂状のものが多量に付着していた。看護師が挿入を行いその時軽い抵抗があったが出血もなくスムーズに挿入された、バルーン拡張の固定水を注入した。しかし留置カテーテルからの尿の流出がなかった。挿入に問題なかったため経過観察していたが、その後も尿量流出なく発熱 38.0℃。点滴・抗生剤指示あり脱水と考えていた。少量尿漏れがあり交代看護師より「固定水の量はと」指摘があり確認したら固定水の逆流がなかった、留置カテーテルをさらに深く挿入したら水の逆流があった。カテーテルを抜去すると、カテーテルの先端が折れ曲がった状態で挿入されていたことが分かった。抜去時出血が確認され尿道損傷を起こしてしまっていた。</p> <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留置カテーテル挿入の際に尿の流出を確認せず、固定水を注入しバルーン拡張はしない。尿の流出がない場合は原因に応じて対処を行う。 ・膀胱留置カテーテル挿入が困難な場合は医師の指示があっても医師に実施してもらおう。（医療安全評価機構 ニュースより）

医療事故等の分類

患者影響度の内容に応じて分類しております。

患者影響度	内 容
0	エラーや医薬品・医療用具の不具合があったが、患者へは実施されなかった。
1	身体への影響はない（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
2	軽度な身体障害がある（観察の強化、バイタルサインの変化、検査の必要性が生じた）
3 a	軽度な身体的障害があり、簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、鎮痛剤、皮膚の縫合など）
3 b	高度な身体的障害があり、濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、骨折、手術、入院日数の延長、入院など）
4	身体的障害があり、後遺症が一生続く
5	死亡に至った